

# 山梨県カーリング協会細則

平成14年1月9日施行

令和5年7月22日改定

# 山梨県カーリング協会細則

(前文)

この協会は、決して大きな協会ではありませんが、誰もが競技だけでなくカーリングを楽しめるよう、会員の皆様のご協力が不可欠です。そして各委員会においては、活動の窓口となりますので、皆様のご協力をお願いするとともに、以下の細則を定めます。

## 第1章 総則

(規程)

第1条 この細則は、山梨県カーリング協会規約に則り、細部について定める。

## 第2章 理事会

(理事会における議長のあらかじめ定めた順序)

第2条 理事会における議長の順序は次の通りとする。

- ① 会長
- ② 副会長
- ③ 専務理事

## 第3章 登録規程

(競技者登録)

第3条 この協会の競技者登録は、山梨県カーリング協会の会員でなければならない。

## 第4章 委員会

(委員会の運営)

第4条 各委員会には、委員長と副委員長を選任する。

(委員長と副委員長の任命)

第5条 各委員会の委員長及び副委員長は、理事会で決定し、会長が任命する。

(委員長と副委員長の任期)

第6条 任期は、この協会の理事の任期と同じく終了する。ただし再任は妨げない。

(委員会委員と理事会への報告)

第7条 各委員会は委員を、会員から選任することができる。

(2) 各委員は、委員長が選任し、理事会へ報告する。

(3) 各委員会は、委員会に於いて決議された事項を理事会へ報告する。

## 第5章 指導普及委員会

(指導普及委員会の扱う事項)

第8条 指導普及委員会は、主に次の事業を扱う。

(1) 指導普及に関する各種行事の開催に関する事項

(2) 小瀬アイスアリーナに於けるカーリング教室の指導に関する事項

## 第6章 強化競技委員会

(強化競技委員会の扱う事項)

第9条 強化競技委員会は、主に次の事項を扱う。

(1) 日本カーリング協会主催、主管の競技会、及びそれに付随する大会に関する事項

(2) 競技用具に関する事項

(3) 審判に関する事項

(4) 県内の各種大会に関する事項

## 第7章 総務委員会

(総務委員会の扱う事項)

第10条 総務委員会は、主に次の事項を扱う。

(1) 規約、細則、及び諸規定に関する事項(事務局と共同)

(2) 事業計画の作成に関する事項(事務局と共同)

(3) 登録、更新に関する事項(会計と共同)

(4) 各種の渉外交渉に関する事項(各委員会と共同)

(5) 事務局の補完

## 第8章 関東連絡委員会

(関東連絡委員会の扱う事項)

第11条 関東連絡委員会は、主に次の事項を扱う。

- (1) 関東ブロックカーリング協議会に関する事項

## 第9章 広報委員会

(広報委員会の扱う事項)

第12条 広報委員会は、主に次の事項を扱う。

- (1) 山梨県カーリング協会のホームページなどに関する事項

## 第10章 事務局

(事務局の扱う事項)

第13条 事務局は、主に次の事項を扱う。

- (1) 上部団体への加入、競技者登録に関する事項
- (2) 規約その他、諸規定に関する事項（総務委員会と共同）
- (3) 上部団体の主催事業、主管事業、後援事業に関する事項（各委員会と共同）
- (4) マスコミ、スポンサーなどに関する事項
- (5) 講習会などに関する事項（各委員会と共同）
- (6) 会計、謝金に関する事項（会計、総務委員会と共同）
- (7) 理事会の事務に関する事項
- (8) この協会を代表して窓口となること

(事務局の構成)

第14条 事務局の構成は、以下の通りとする。

- (1) 事務局長と専務理事は、兼務することができる

(事務局長の任命)

第15条 事務局長は、理事会の指名を受け、総会で承認を得る。

## 第11章 実行委員会

(実行委員会の設置)

- 第16条 各委員会及び事務局は、この協会の事業を円滑に進めるために実行委員会を設置することができる。
- (2) 委員は、会員から選任することができる。

## 第12章 細則の変更

(細則の変更)

- 第17条 この細則の変更は、理事会の決議による。

## 第13章 補則

(附則)

- 第18条 (1) この細則に定める他、必要な事項については、理事会に諮り、個別に定める。
- (2) この細則改定は、令和5年7月22日の総会で議決し、同日施行する。